

令和3年 第1回

# 組合議会定例会議案

紀南環境広域施設組合



## 令和3年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会議案目次

1 定報告第1号	専決処分事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 定議案第1号	紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例の制定について・・・・	3
1 定議案第2号	工事請負変更契約の締結について・・・・・・・・	6
1 定議案第3号	令和2年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）・・・・	7
1 定議案第4号	令和3年度紀南環境広域施設組合一般会計予算・・・・・・・・	9



1 定報告第 1 号

専決処分事項について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

記

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 第12条及び第24条の規定により給与条例第20条の規定の例によることとされる令和2年12月に支給する期末手当の額は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第3号）第1条の規定による改正後の給与条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日専決

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

## 1 定議案第 1 号

紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例の制定について

紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

### 提案理由

紀南広域廃棄物最終処分場の完成に伴い、紀南広域廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する事項を定めるため制定するものである。

## 紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例

### (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項及び第11条第2項の規定に基づき、廃棄物を埋立て処理するため、紀南広域廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）を田辺市稲成町2670番地に設置する。

### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町 紀南環境広域施設組合同規約(平成25年規約第1号)第2条に掲げる市町をいう。
- (2) 関係市町等 紀南環境広域施設組合同規約第2条に掲げる市町及び東牟婁郡北山村をいう。
- (3) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 一般廃棄物と併せて処理することができる法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、規則で定めるものをいう。
- (5) 中間処理廃棄物 関係市町において排出された一般廃棄物又は関係市町等において排出された産業廃棄物について焼却、破碎等の中間処理を行ったものをいう。

### (使用料)

第3条 排出事業者（産業廃棄物を中間処理した事業者をいう。）は、中間処理廃棄物のうち産業廃棄物の処分に関し、法第13条第2項に規定する費用（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、別表のとおりとする。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### (搬入制限)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、最終処分場への搬入を禁止することができる。

- (1) この条例その他関係法令に反し、又は管理者の指示に従わないとき。
- (2) 中間処理廃棄物以外の廃棄物が搬入されようとしたとき。
- (3) 最終処分場の維持管理上必要があると認めるとき。

### (損害賠償)

第5条 搬入者（規則で定める中間処理廃棄物を搬入できる者をいう。）は、故意又は過失により最終処分場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### (立入検査)

第6条 管理者は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要な場所に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(技術管理者の資格)

第7条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

品 目	使用料
燃え殻	10キログラムにつき 209円
汚泥	10キログラムにつき 209円
廃プラスチック類	10キログラムにつき 220円
ゴムくず	10キログラムにつき 154円
金属くず	10キログラムにつき 154円
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10キログラムにつき 154円
がれき類	10キログラムにつき 154円
鋳さい	10キログラムにつき 209円
ばいじん	10キログラムにつき 209円
その他の産業廃棄物	10キログラムにつき 220円

備考

- 1 搬入量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなす。
- 2 搬入量が10キログラムを超えるときは、5キログラム未満の端数は切り捨てるものとし、5キログラム以上10キログラム未満の端数は、10キログラムとして計算する。

## 1 定議案第2号

### 工事請負変更契約の締結について

紀南広域廃棄物最終処分場埋立処分地建設工事請負契約について、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第23号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 工 事 名  | 紀南広域廃棄物最終処分場埋立処分地建設工事   |
| 2 元契約金額  | 2,292,840,000円  |
| 3 変更契約金額 | 2,441,670,000円  |
| 4 請 負 人  | 大阪市中央区北浜四丁目7番28号<br>三井住友・丸山・泉特定建設工事共同企業体<br>代表者 三井住友建設株式会社大阪支店常務執行役員支店長 安 達 紳 児 |

## 1 定議案第 3 号

令和 2 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	地域振興事業費負担金	1,200
	計	—	1,200

1 定議案第 4 号

令和 3 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

令和 3 年度紀南環境広域施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,313 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		155,562
	1 負担金	155,562
2 使用料及び手数料		8,179
	1 使用料	8,179
3 県支出金		2,543
	1 県補助金	2,543
4 財産収入		27
	1 財産運用収入	27
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		166,313

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		511
	1 議会費	511
2 総務費		34,648
	1 総務管理費	34,648
3 衛生費		130,154
	1 清掃費	130,154
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		166,313

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	155,562	1,836,293	-1,680,731
2 使用料及び手数料	8,179	0	8,179
3 県支出金	2,543	39,544	-37,001
4 財産収入	27	249	-222
5 繰越金	1	1	0
6 諸収入	1	1	0
(国庫支出金)	-	509,467	-509,467
(繰入金)	-	107,089	-107,089
歳入合計	166,313	2,492,644	-2,326,331

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		その他	
				国県支出金	地方債		一般財源
1 議会費	511	602	-91	11	0	11	489
2 総務費	34,648	22,129	12,519	864	0	865	32,919
3 衛生費	130,154	2,468,913	-2,338,759	1,668	0	7,331	121,155
4 予備費	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000
歳出合計	166,313	2,492,644	-2,326,331	2,543	0	8,207	155,563

(単位 千円)

(歳出)

## 2. 歳入

1 款 分担金及び負担金		1 項 負担金		説 明	(単位 千円)
		区 分	金 額		
1 負担金	本年度	155,562	1 総務費負担金	田辺市	15,622
	前年度	1,836,293		新宮市	4,825
比 較	-1,680,731	みなべ町		811	
			白浜町	4,342	
			上富田町	2,986	
			すさみ町	933	
			那智勝浦町	1,908	
			太地町	351	
			古座川町	341	
			串本町	2,289	
			2 衛生費負担金	田辺市	57,267
			新宮市	17,246	
			みなべ町	2,369	
			白浜町	15,454	
			上富田町	10,428	
			すさみ町	2,821	
			那智勝浦町	6,433	
			太地町	663	
			古座川町	626	
			串本町	7,847	
計	本年度	155,562			
	前年度	1,836,293			
	比 較	-1,680,731			

## 2. 歳入

目	予算額	1 項 使用料		説明	
		節			
		区	分		
1 衛生使用料	本年度 前年度 比較	8,179 0 8,179	1 清掃使用料	8,179	廃棄物処理施設使用料
計	本年度 前年度 比較	8,179 0 8,179			

(単位 千円)

目	予算額	1 項 県補助金		説明	
		節			
		区	分		
1 衛生費県補助金	本年度 前年度 比較	2,543 39,544 -37,001	1 清掃費補助金	2,543	廃棄物処理施設整備等事業費補助金
計	本年度 前年度 比較	2,543 39,544 -37,001			

(単位 千円)

目	予算額	1 項 財産運用収入		説明	
		節			
		区	分		
1 利子及び配当金	本年度 前年度 比較	27 249 -222	1 利子及び配当金	27	廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金利子

(単位 千円)

## 2. 歳入

4 款 財産収入	1 項 財産運用収入		予 算 額	説 明
	区 分	節		
計			27 249 -222 本年度 前年度 比較	

(単位 千円)

5 款 繰越金	1 項 繰越金		予 算 額	説 明
	区 分	節		
1 繰越金	1 前年度繰越金		1 1 0 本年度 前年度 比較	1 前年度繰越金
計			1 1 0 本年度 前年度 比較	

(単位 千円)

6 款 諸収入	1 項 雑入		予 算 額	説 明
	区 分	節		
1 雑入	1 雑入		1 1 0 本年度 前年度 比較	1 雇用保険料自己負担分
計			1 1 0 本年度 前年度 比較	

(単位 千円)

## 2. 歳入

款 (国庫支出金)	項 (国庫補助金)	予算額	節		説明
			区分	金額	
(衛生費国庫補助金)		本年度	0		
		前年度 比較	509,467 -509,467		
計		本年度	0		
		前年度 比較	509,467 -509,467		

(単位 千円)

款 (繰入金)	項 (基金繰入金)	予算額	節		説明
			区分	金額	
(施設整備事業基金繰入金)		本年度	0		
		前年度 比較	37,252 -37,252		
(廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金)		本年度	0		
		前年度 比較	69,837 -69,837		
計		本年度	0		
		前年度 比較	107,089 -107,089		

(単位 千円)

### 3. 歳出

目	1 款 議会費	1 項 議会費			1 項 議会費			説 明		
		予 算 額	本年度の財源内訳	節		金 額				
				区 分	金 額					
1 議会費	本年度 前年度 比較	511	国県支出金	11	1 報酬	243	議長報酬	15		
		602	地方債	0				副議長報酬	12	
		-91	その他	11				議員報酬	216	
			一般財源	489	4 共済費	37			総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分)	
					8 旅費	91			費用弁償	
					9 交際費	70				
					10 需用費	10			消耗品費	
					11 役務費	60			通信費	
		計	本年度 前年度 比較	511 602 -91	国県支出金 地方債 その他 一般財源	11 0 11 489				

目	2 款 総務費	1 項 総務管理費			1 項 総務管理費			説 明		
		予 算 額	本年度の財源内訳	節		金 額				
				区 分	金 額					
1 一般管理費	本年度 前年度 比較	34,648	国県支出金	864	1 報酬	1,844	監査委員報酬	90		
		22,129	地方債	0				会計年度任用職員報酬	1,601	
		12,519	その他	865				管理者報酬	18	
			一般財源	32,919	2 給料	13,547			副管理者報酬	135
									一般職給	
									扶養手当	654
									通勤手当	76
									管理職手当	797
									時間外勤務手当	638
									期末手当	3,567

### 3. 歳出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区	金額	
					勤勉手当 2,300 管理職員特別勤務手当 16 児童手当 480
			4 共済費	4,864	公務災害補償基金負担金 108 総合事務組合負担金(非常勤職員公務災害補償分) 5 市町村職員共済組合負担金 4,751
			7 報償費	555	記念品代
			8 旅費	59	費用弁償 32 普通旅費 27
			9 交際費	70	交際費
			10 需用費	1,130	消耗品費 400 食糧費 10 施設修繕料 300 車両修繕料 120 車両燃料費 300
			11 役務費	752	通信費 239 車両保険料 19 車検手数料 11 火災保険料 168 浄化槽清掃手数料 128 口座振替等手数料 120 浄化槽水質検査手数料 8 健康検査手数料 16 貯水槽清掃手数料 43
			12 委託料	1,873	浄化槽管理委託料 50 警備保障管理委託料 258 消防用設備等点検委託料 115 健康検査委託料 16

### 3. 歳出

目	予算額	本年度の財源内訳	1 項 総務管理費		説明	(単位 千円)
			区	節		
				金額		
計	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源		1,426	システム保守委託料 電気工作物保守委託料 エレベーター保守委託料 ネットワーク設定委託料 公平委員会事務委託料 電子計算機及び付属器具借料 電子計算機借料 複写機借料 事務所借料 通行料 システム利用料 電話機借料	198 370 642 220 4 63 170 660 266 43 210 14

目	予算額	本年度の財源内訳	1 項 清掃費		説明	(単位 千円)
			区	節		
				金額		
1 廃棄物処理費	本年度 前年度 比較	国県支出金 地方債 その他 一般財源	2 給料 3 職員手当等	8,993 6,141	一般職給 扶養手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	498 76 623 1,000 10

### 3. 歳出

#### 3 款 衛生費 1 項 清掃費

(単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
					期末手当 2,155 勤勉手当 1,527 管理職員特別勤務手当 12 児童手当 240
			4 共済費	3,158	公務災害補償基金負担金 68 市町村職員共済組合負担金 3,090
			10 需用費	22,100	消耗品費 500 光熱水費 7,600 薬剤費 12,600 施設修繕料 100 車両修繕料 400 器具修繕料 100 車両燃料費 800
			11 役務費	2,041	車両保険料 159 車検手数料 33 水質等検査手数料 1,840 健康検査手数料 9
			12 委託料	24,326	健康検査委託料 8 測量委託料 2,500 汚泥清掃委託料 500 施設運転管理業務委託料 21,318
			18 負担金補助及び交付金	57,733	地域振興事業費負担金
			24 積立金	5,662	廃棄物最終処分場運営適正化基金積立金
(広域最終処分場整備事業費)	本年度 0 前年度 2,468,913 比較 -2,468,913				

### 3. 歳出

3 款 衛生費 1 項 清掃費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
計	本年度 前年度 比較 130,154 2,468,913 -2,338,759	国県支出金 地方債 その他 一般財源 1,668 0 7,331 121,155			

4 款 予備費 1 項 予備費 (単位 千円)

目	予算額	本年度の財源内訳	節		説明
			区分	金額	
1 予備費	本年度 前年度 比較 1,000 1,000 0	国県支出金 地方債 その他 一般財源 0 0 0 1,000		1,000	
計	本年度 前年度 比較 1,000 1,000 0	国県支出金 地方債 その他 一般財源 0 0 0 1,000			

給 与 費 明 細 書

(単位 千円)

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 与	期末手当	その他の手当			
本年度	長 等	153				153		
	議 員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
前年度	長 等	153				153		
	議 員	243				243		
	その他の特別職	90				90		
	計	486				486		
比 較	長 等	0				0		
	議 員	0				0		
	その他の特別職	0				0		
	計	0				0		

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	5(1)	1,601	22,540	14,669	38,810	7,841	46,651	
前年度	5(1)	1,601	22,336	14,796	38,733	7,798	46,531	
比 較	0(0)	0	204	-127	77	43	120	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別 勤務手当	児童手当
前年度	1,470	186	0	1,420	1,650	10	5,735	3,797	28	500
比 較	-318	-34	0	0	-12	0	-13	30	0	220

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与と費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
本年度	5(0)		22,540	14,327	36,867	
前年度	5(0)		22,336	14,574	36,910	
比較	0(0)		204	-247	-43	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職特別 勤務手当	児童手当
前年度	1,470	186	0	1,420	1,650	10	5,513	3,797	28	500	
比較	-318	-34	0	0	-12	0	-133	30	0	220	

(単位 千円)

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与と費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
本年度	0(1)	1,601	0	342	1,943	
前年度	0(1)	1,601	0	222	1,823	
比較	0(0)	0	0	120	120	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	期末手当
	本年度	342
	前年度	222
比較		120

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	204	昇給に伴う増加分	204	平均昇給率 0.37%
		その他の増減分	0	
職員手当	-127	制度改定に伴う増減分	-105	期末手当 6月支給分 1.275月分 (旧1.3月分) 12月支給分 1.275月分 (旧1.3月分)
		その他の増減分	-22	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	区分		一般行政職
	平均給料月額 (円)	一般行政職	
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	374,560	一般行政職
	平均給与月額 (円)	452,490	
	平均年齢	47歳9月	
令和2年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	371,480	
	平均給与月額 (円)	422,720	
	平均年齢	47歳10月	

イ 初任給

区分	一般行政職	国の制度
高校卒	150,600	一般職 (高卒)
大学卒	182,200	一般職 (大卒)

(級別の標準的な職務内容)

区分	一般行政職
7級	部長の職務
6級	課長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
4級	係長の職務又は困難な業務を行う主査の職務
3級	主査の職務
2級	主事の職務
1級	事務員の職務

エ 昇級

区分		一般行政職
本年度	職員数	(A) (人) 5
	昇給に係る職員数	(B) (人) 4
	号給数別内訳	4号給 (人) 4
	比率(B)/(A)	(%) 80.0%
前年度	職員数	(A) (人) 5
	昇給に係る職員数	(B) (人) 4
	号給数別内訳	4号給 (人) 4
	比率(B)/(A)	(%) 80.0%

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現在	7級	1	20.0%
	6級	1	20.0%
	5級	1	20.0%
	4級	1	20.0%
	3級	1	20.0%
	2級		
	1級		
	計	5	100.0%
平成2年 1月1日 現在	7級	1	20.0%
	6級	1	20.0%
	5級	1	20.0%
	4級	1	20.0%
	3級	1	20.0%
	2級		
	1級		
	計	5	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.225	2.225	4.45	有	
前年度	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ その他の手当

区分	国の制度 との異同	差異の内容	
		組合	国
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
通勤手当	異なる	交通用具使用者 通勤距離及び交通用具の種別に応じて支給 自動車 2,100円～55,000円 自動車以外の交通用具 1,500円～25,400円	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出  
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出額 (見込み)		当該年度以降の支出 予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
紀南広域廃棄物最終処分場運転 管理業務	72,200			令和3年度 ～ 令和5年度	72,200			1,805		1,805	68,590
計	72,200				72,200			1,805		1,805	68,590